

私が見た北秋田

Kitaakita from My Eyes NO.70

太平洋遊覧船

今回は、森吉の太平洋遊覧船に乗り、北秋田市の「三大滝」の一つである三階滝に行ってきました。大変な暑さと闘いながら、小又峡の奥を目指しました。相手が自然なので、文句を言わずに水分補給をこまめにしながら頑張ってきました。

アメリカでは「滝」といえば、北米人気No.1の「ナイアガラの滝」のような、巨大な滝のイメージが浮かびます。といいながらも、私はナイアガラの滝周辺の生まれ育ちなので、私の個人的なイメージに過ぎないかもしれません。いずれにせよ、ナイアガラの滝は規模が大きく迫力がすごいものの、常に人が多く、自然が感じられない面もあります。一方、三階滝は大自然

に囲まれており、近くまで観察できます。三階滝のほうは穏やかで、ずっと眺めていることができます。

ナイアガラの滝と三階滝の共通点といえば、両方に遊覧船があります！ナイアガラの滝にある「霧の乙女号」からは滝自体が観察できますが、太平洋の遊覧船は、滝の近くにいけないので、びっしょり濡れなくて大したいいですね。



はじめまして！
北秋田市地域おこし協力隊の柳田大志と申します。
仙台⇄福島⇄東京⇄仙台と、北秋田市へ移住しました。昔から旅が好きで、昨今のコロナ禍において観光業界・飲食業界が窮地に立たされている現状を見て、今まで旅を通じて様々な成長をしてきたので、今度は今まで培ってきたものを還元できる仕事をしたいと考えるようになりました。その中で偶然、元々アウトドア好きな私にうってつけの「森吉山を中心とした観光PR」のお仕事を見つけた移住を決意しました。

大学生の頃、バイクにキャンプ道具を積載してキャンプをしながら日本一周をし、日本百名山をほぼ登り、日本の絶景やグルメを満喫してきました。そのため、TV番組でよくある日本地理クイズは無類の強さを誇ります(笑)。初対面の人の出身地で会話が成り立ちますし、その人



▲森吉山頂から日本海へ沈む夕日(カラーでないためわかりづらいですが…)

より詳しい場合も多々あります(笑)。
現在行っている活動は、①北秋田市の四季の移ろいから感じとれる自然の素晴らしさを体験し発信する、②地元住民との交流を深める、③全国で見て聞いて感じたものを北秋田市で活かすことができるか、企画検討をしている、の3点です。

地域住民を巻き込んだ小さな成功体験を築き、やがて日本を巻き込んでの大きな成功をもたらしよう頑張りますので、今後ともよろしく願います。

北秋田市地域おこし協力隊
きたあきたの
魅力発掘
vol.53




市長ダイアリー

◇6月16日～7月15日

- 16日(木)▽北秋田市議会6月定例会(初日)(議事堂)
- 18日(土)▽出川禮一さんを偲ぶ会(文化会館)
- 20日(月)▽北秋田市議会6月定例会一般質問1日目(議事堂)
- 21日(火)▽北秋田市議会6月定例会一般質問2日目(議事堂)
- 23日(木)▽北秋田障がい児・者総合支援協議会(第二庁舎)▽重要水防箇所合同巡視(今泉地区ほか)▽NHK取材(本庁舎)
- 24日(金)▽大館能代空港ターミナルビル(株)第27回株主総会・大館能代空港ターミナルビル(株)第114回取締役会(交流センター)▽北秋田市青少年問題協議会(コムコム)
- 25日(土)▽ふるさと踊りと餅つきまつり(大太鼓の館)
- 26日(日)▽警察大奥羽日本訓練チャンピオン決定競技会(空港ふれあい緑地)
- 27日(月)▽秋田内陸縦貫鉄道(株)定時株主総会(阿仁庁舎)
- 28日(火)▽北秋田市議会6月定例会(最終日)(議事堂)▽北秋田市監査委員選任書交付式(本庁舎)
- 29日(水)▽北秋田市要保護児童対策地域協議会(本庁舎)▽森と水の協会(東北・北海道治山林道プロック会議(駒ヶ岳ランドホテル))
- 30日(木)▽地域おこし協力隊委嘱状交付式(本庁舎)▽定例記者会見(本庁舎)▽叙勲伝達式(村上良治氏)(本庁舎)▽定例部長会議(本庁舎)
- 6日(水)▽北秋田市保健センター運営委員会委嘱状交付式(保健センター)
- 8日(金)▽秋田内陸地域公共交通連携協議会総会(阿仁山村開発センター)
- 9日(土)▽第30回北秋田市米代川花火大会開会セレモニー(米代川河川緑地)
- 11日(月)▽人権擁護委員への感謝状伝達および委嘱状交付式(本庁舎)
- 12日(火)▽臨時会補正予算市長査定(本庁舎)
- 13日(水)▽北秋田市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状交付式(本庁舎)
- 14日(木)▽「長つと散歩くま摩く」国立市長とのリモート対談収録(本庁舎)

▽幼年剣道場鹿泉館全国大会出場報告(本庁舎)

男女共同参画

第7回 多様な性のあり方について
理解を深めましょう②



全国的に性的少数者に対するパートナーシップ制度が広がりをみせており、今年の4月から秋田県でも「あきたパートナーシップ宣誓証明制度」が始まりました。

性的少数者の中には、お互いをパートナーと思っていても、証明するものがなく、家族として認められないことにより利用できないサービスがあるなど、不便を感じていた方もいます。

異性間における婚姻とは違い、法律上の効力はありませんが、2人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うパートナーシップ関係であることを宣誓し、証明書を発行する制度です。

市でも、性的少数者の方が暮らしやすくなるように、この証明書を次の事業に利用できるようにしました。

- ①市営住宅の入居
- ②災害時の安否情報の提供等
- ③犯罪被害者等見舞金
- ④結婚生活応援金の交付

これら4つのサービスは、パートナーシップ宣誓証明書を提示することで、婚姻に準じたパートナー関係であることの証明や、サービス利用の要件を満たすことができます。

証明書に法律上の効力がないため、利用できるサービスに限りがあることや、第三者に自分の性的指向等の秘密が漏れること(アウティング)を懸念して申請をためらう方もいるなどの課題はありますが、多様な生き方を認める社会づくりへの一歩です。性のあり方は人それぞれ違います。全ての人各自が自分らしく生活することができ、その社会を皆さんで考えてみましょう。



▲あきたパートナーシップ宣誓証明制度